

随意契約の公表

国立大学法人奈良教育大学契約事務取扱規則第32条の2の規定に基づいて、以下のとおり公表する。

契約名称・品名	数量	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	備考
監査契約	1式	平成18年7月18日	大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 新日本監査法人	5,775,000	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
直動型サーボ制御実験装置システム モデルPID-IP	1式	平成19年1月9日	神奈川県横浜市港北区新羽町161-1-608 有限会社ピーアイディー	4,452,945	直販証明により、契約の相手方が本システムの日本国内における唯一の代理店と判断したため。	
聖観世音菩薩立像複製	1式	平成19年12月5日	京都府京都市伏見区北寝小屋15 株式会社京都科学	8,295,000	複製作製には薬師寺の許可が必要であり、薬師寺の複製許可を得て本学が指定する期日までに複製品を作製するのが可能な技術水準を有する唯一の業者であるため。	
監査契約	1式	平成19年6月29日	大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 新日本監査法人	5,775,000	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
監査契約	1式	平成20年8月8日	東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさ監査法人	7,507,500	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
大学機関別認証評価手数料	1式	平成21年4月1日	東京都小平市学園西町1丁目29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構	2,500,000	本契約については、契約の相手方においてのみ認証評価が行われており、契約の性質が競争を許さないことから国立大学法人奈良教育大学会計規程第21条に該当するため。	
監査契約	1式	平成21年7月1日	東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさ監査法人	6,930,000	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
監査契約	1式	平成22年7月8日	大阪府中央区瓦町3丁目6番5号 有限責任 あずさ監査法人	5,670,000	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
監査契約	1式	平成23年7月21日	大阪府中央区瓦町3丁目6番5号 有限責任 あずさ監査法人	5,386,500	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
直読式総合水質計AAQ-RINKO	1式	平成23年8月9日	兵庫県神戸市西区吹台東町7丁目2番3 JFEアドバンテック株式会社	2,940,000	本契約はJFEアドバンテック株式の製品であり、他の代理店を介することなく同社が直接販売を行っており競争を許さないため。	
学務情報システムの改修	1式	平成24年1月31日	東京都中央区新川二丁目20番15号 新日鉄ソリューションズ株式会社大分支店	5,922,000	改修対象の本システムの知的所有権が契約の相手方にあるため。	
監査契約	1式	平成24年6月29日	大阪府中央区瓦町3丁目6番5号 有限責任 あずさ監査法人	5,197,500	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
学術情報教育研究センター情報システム	1式	平成25年1月24日	奈良市下三條町1番地1 西日本電信電話株式会社 奈良支店 大阪府北区梅田3丁目2番103号 日通商事株式会社 大阪支店	2,104,557	次期「学術情報教育研究センター情報システム」を調達するにあたり、これまで本学が取り組んできた各種教員養成に資するためのプロジェクト等の成果及び現行システムが持つ課題を整理し、今後の教育研究の更なる発展を展望した次期情報システムの調達基本方針及び仕様等を検討するため、当該システムの延長契約を1年間延長する必要が生じた。 当該業者は当該システムの調達および運用の補助、保守管理業者である。システムの構造、機能について熟知しており、運用に関し疑義が生じた場合や障害発生時において迅速かつ的確な対応が可能である。 また当該システムはリース契約によるため、その所有権は当該業者に帰属しており他の業者がこれを代替することができない。	3者契約
監査契約	1式	平成25年6月24日	大阪府中央区瓦町3丁目6番5号 有限責任 あずさ監査法人	5,040,000	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
リアルタイム3次元動作解析システム MAC3D 米国 Motion Analysis社製	1式	平成25年12月20日	大阪府北区豊崎3丁目2番1号 株式会社 ナックイメージテクノロジー大阪営業所	9,954,000	直販証明により、契約の相手方が本システムの日本国内における唯一の代理店と判断したため。	
人事給与統合システムU-PDS Ver.5 (バージョンアップ)	1式	平成26年1月10日	仙台市泉区寺岡2-20-13 株式会社サイエンティア	4,273,500	直販証明により、契約の相手方が本システムの本学における唯一の代理店と判断したため。	
授業料債権管理システムV2	1式	平成26年1月14日	神戸市中央区播磨町21番地1 株式会社さくらケーシーエス	4,882,500	本契約は(株)さくらケーシーエスの製品であり、他の代理店を介することなく同社が直接販売を行っており、競争を許さないため。	
監査契約	1式	平成26年7月23日	大阪府中央区瓦町3丁目6番5号 有限責任 あずさ監査法人	4,752,000	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
平成27年度大学機関別認証評価 及び大学機関別選択評価	1式	平成27年4月1日	小平市学園西町1-29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構	5,907,600	本評価と連携させる必要がある中期目標期間評価は国立大学法人評価委員会の要請を受けて行うものであり、その要請を受けているのが(独)大学評価・学位授与機構のみであるため。	
監査契約	1式	平成27年7月23日	大阪府中央区瓦町3丁目6番5号 有限責任 あずさ監査法人	4,752,000	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
財務会計システム	1式	平成28年3月31日	東京都品川区大井1丁目47番1号 株式会社ニッセイコム 代理人 大阪府大阪市中央区北浜3丁目5番29号 株式会社ニッセイコム 公共情報事業本部 東京都港区西新橋1丁目3番1号 日立キャピタル株式会社 代理人 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 日立キャピタル株式会社 関西法人支店	8,912,160	当該システムはリース契約期間を満了するが、現在も会計業務を問題なく引き続き行えるだけの機能を備えており、再リース契約することにより、新規契約と比べて著しく有利な価格をもって契約できると見込まれる。よって経済的に有利に当該システムを利用するために、国立大学法人奈良教育大学契約事務取扱規則第32条第1項第七号により、当該業者と随意契約を行ったため。	3者契約
京阪奈三教育大学連携遠隔講義システム保守	1式	平成28年3月31日	奈良市下三條町1番地1 西日本電信電話株式会社 奈良支店	7,866,298	当該保守契約は、平成24年6月に契約を締結し導入した同システムに係る保守契約である。導入後継続して本契約相手方と保守契約を締結しており、契約期間満了に伴い期間更新を行うもので、競争を許さないため。	
平成28年度教職大学院認証評価	1式	平成28年4月4日	東京都小金井市貫井北町4-1-1 一般財団法人教員養成評価機構	3,240,000	専門職大学院を置く大学については、学校教育法第109条第3項及び学校教育法施行令第40条により、教育課程、教員組織等その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価を受けなければならないが、教職大学院の評価を行う認証評価機関は、一般財団法人教員養成評価機構のみであるため。	
監査契約	1式	平成28年7月15日	大阪府中央区瓦町3丁目6番5号 有限責任 あずさ監査法人	5,637,600	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	
大学講堂舞台照明操作卓	1式	平成28年11月4日	大阪府北区天満2丁目12番16号 株式会社松村電機製作所 関西支店	7,668,000	舞台照明操作卓の更新にあたり、舞台照明設備を構成している配線や接続器、調光器(主たる制御器)等舞台照明操作卓以外の設備については、既存設備をそのまま引き続き使用するため、舞台照明操作卓の調達にあたっては、既存設備との相互性を十分に確保するために、既存設備と同一メーカー製である必要がある。 また、既存設備との接続・設定にあたっては、円滑かつ確実に接続・設定を行い、さらに更新後の保守を確実に行うために、既存設備の細部、特性、全体システム及び運用状況について並びに既存設備と接続する舞台照明操作卓の細部及び特性について熟知している必要がある。既存設備の製造及び施工は、株式会社松村電機製作所が行っており、また既存設備の保守は、竣工以来株式会社松村電機製作所関西支店が行っており、上記を満たす業者は、株式会社松村電機製作所関西支店のみであるため。	
音楽棟ピアノ	1式	平成29年1月19日	東京都港区高輪2丁目17番11号 株式会社ヤマハミュージックリテイリング 代理人 大阪府大阪市西区南堀江1丁目2番13号 株式会社ヤマハミュージックリテイリング 大阪なんば店	4,639,600	入札を実施したが、不落であったため、国立大学法人奈良教育大学会計規程第21条第五号及国立大学法人奈良教育大学契約事務取扱規則第32条第1項第四号適用し、不随契を締結したため。	
監査契約	1式	平成29年7月18日	東京都新宿区津久戸町1番2号 有限責任 あずさ監査法人	5,637,600	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したため。	